

確認問題集 セレクト解説 第3回目

【参考問題】～連結財務諸表（確認問題集P111）～2012年度論文式本試験改題

次の文章は、討議資料『財務会計の概念フレームワーク』「財務諸表の構成要素」の引用である。「資産とは過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。」
〔設問〕

- (1) 資産の定義における「支配」と連結の範囲の決定に用いられる「支配」について、その相違点を述べなさい。
- (2) 「支配」の考え方に基づいて連結の範囲を決定することで、連結財務諸表の有用性が高まるとされている。その理由を説明しなさい。

【解答例】

A：(1) 資産の定義と連結の範囲の決定における「支配」とは

- ・ 資産の定義における支配では、経済的資源の利用のみならず、そこから生み出される便益の享受が考慮される。
↓ それに対し
- ・ 連結の範囲の決定に用いられる支配とは、他の企業の活動を左右する能力を指し、そこから生み出される便益の享受が考慮されない点で両者は相違する。

B：(2) 資産の定義における「支配」の考え方に基づいて連結の範囲を決定する考え方

- ・ 本問の考え方に基づいて連結の範囲を決定すると、単に代理人として他の企業の活動を左右する能力を有してはいるが、そこから生み出される便益は享受できないような場合に当該を連結の範囲から排除できるため、連結財務諸表の有用性が高まるとされている。

【参考問題】～連結財務諸表（確認問題集P113）～2016年度論文式本試験改題

企業会計基準委員会から公表されている実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告」とする。）では、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準〔以下、「IFRS」とする。）又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるとされている。ただし、「実務対応報告」では、その場合であっても、在外子会社の以下の①～④の項目については、重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当該在外子会社の会計処理を修正しなければならないとされている。

- | | |
|---------|---------------|
| ① のれん | ② 数理計算上の差異 |
| ③ 研究開発費 | ④ 投資不動産及び固定資産 |

これに関する以下の各問に答えなさい。

- (1)「実務対応報告」で要求されている①～④に関する在外子会社の会計処理の修正手続を説明しなさい。
- (2)上記の修正事項から読み取れる日本の会計基準に見られる特徴とは何か答えなさい。

【解答例】

A：(1) 在外子会社の会計処理の修正手続き

- ①在外子会社においてのれんを償却していない場合には、当該のれんをその計上後 20 年以内の効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却し、各期の費用とするように修正する。
- ②在外子会社の個別財務諸表上は、数理計算上の差異をその他の包括利益で認識し、費用処理することなく利益剰余金に計上している。連結手続き上、当該数理計算上の差異を平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理する方法により、各期の損益とするように修正する。
- ③在外子会社が研究開発費に該当する支出を資産に計上している場合には、当該研究開発費に該当する支出を支出時の費用とするように修正する。
- ④在外子会社が投資不動産を時価評価又は固定資産を再評価している場合には、投資不動産又は固定資産を取得原価を基礎として評価し、正規の減価償却によって算定された減価償却費を計上するように修正する。

A：(2) IFRS等の会計処理から日本基準への修正が定められている事項の特徴

- ・日本の会計基準では当期純利益が重視されており、当期純利益を測定する上での費用配分、当期純利益と株主資本との連繋及び投資の性格に応じた資産及び負債の評価などの特徴が見られる。

【参考問題】～連結財務諸表（確認問題集P117）

全部のれんのうち非支配株主持分に相当する部分は自己創設のれんの計上につながるという問題が指摘される。この点に関して、資産の取得原価を利用価値で測定する場合に生じる自己創設のれんと比較しつつ反論しなさい。

【解答例】 テキストP157、P224

B：全部のれんのうち非支配株主相当額も自己創設のれんではないとする考え方

- ・子会社の固有のれんのうち非支配株主に係る部分は、親会社が支払った対価に含まれないので、自己創設のれんに該当すると批判されることがある。
 - ↓確かに
- ・資産の取得原価を利用価値で測定する場合に生じる自己創設のれんは、対価を支払ったものではなく、将来の利益を前倒して認識した期待利益としての性格を持つ。
 - ↓一方
- ・非支配株主に係るのれんを認識する際の貸方勘定は、期待利益ではなく、非支配株主持分であり、その対価は非支配株主が負担したといえる。
 - ↓よって
- ・全部のれんのうち非支配株主に相当する部分は、資産の取得原価を利用価値で測定する場合に生じる自己創設のれんとは性格が異なり、自己創設のれんではないといえる。